

府中第五小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（※「いじめ防止対策推進法」より）

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方（「府中市いじめ防止基本方針」より）

いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校にも、どの学級にも起こり得るという認識の下に、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応を基本として学校と保護者、地域住民、関係機関と連携し、継続的に取り組むことが必要である。

また、学校の教育活動全体を通して、すべての児童・生徒がいじめについて深く考え、理解する取組として、道徳の授業等で自他の存在を認め、互いの人格を尊重し合う態度など、人間形成能力を養うことが必要である。

3 いじめ防止対策推進委員会（いじめ校内委員会）

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任で構成し、月一回定期的に行う。また必要に応じて、特別支援コーディネーター、養護教諭、関係教員も含めて臨時で委員会を開催する。

4 いじめ防止等に関する取組

（1）未然防止

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。そして、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気や学級及び学校全体に醸成していく。

そのために、「居場所をつくる」「絆をつくる」「自己有用感をもたせる」ことを、学級経営その他の教育活動に求めていく。

さらに、次の取組を行う。

- ①いじめに関する研修の実施。
- ②いじめに関する授業の実施。
- ③道徳教育や人権教育の充実。
- ④たてわり活動の実施。
- ⑤児童会によるいじめ防止に向けた主体的な活動。

（2）早期発見

すべての教職員が、児童のささいな変化を見逃さないという意識をもち、日頃からその変化に気付く目を養う。気付いた情報を確実に共有していく。情報に基づいた速やかな対応を行う。以上を早期発見のための取組の基本とする。

さらに、次の取組を行う。

- ①「いじめ発見のチェックシート」の活用。
- ②「ふれあいアンケート」（ふれあい月間に合わせて）の実施。
- ③学校便りや保護者会、個人面談等でいじめ防止の啓発や情報収集を行う。

(3) 早期対応

○いじめの相談を受ける、いじめを発見する、いじめの恐れが懸念されるなどの時は、すみやかに管理職や生活指導主幹に報告する。

○いじめ防止対策推進委員会を開き、対応を協議し早期解決を図る。

- ・いじめの被害児童及び保護者への対応
- ・いじめの加害児童及び保護者への対応
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用
- ・いじめを繰り返さないための指導（学級、全校児童）
- ・必要に応じて関係諸機関との連携

(4) 重大事態への対処

重大事態の定義：ア、いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。

イ、いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

○いじめ防止対策推進委員会を開き、対応を協議する。

- ・事実関係の調査
- ・いじめの被害児童及び保護者への対応
- ・いじめの加害児童及び保護者への対応
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用
- ・適応指導教室への通級や別室での学習を考慮する
- ・教育委員会への速やかな報告と連携
- ・警察やその他関係諸機関との連携